平成２４年（再イ）第２１号

新潟県五泉市一本杉2279番地３

再生債務者　金子　正廣

１　決議に付する再生計画案　平成24年９月18日付け再生計画案

２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年11月５日

３　再生計画案に対する回答期間　平成24年11月５日まで

平成24年10月15日　　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第５９号

北九州市小倉南区朽網西２丁目13番７号

再生債務者　柏木　修一

１　決議に付する再生計画案　平成24年10月12日付け再生計画案

２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年11月５日

３　再生計画案に対する回答期間　平成24年11月５日まで

平成24年10月15日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１７年（再イ）第１６７号

京都市上京区上長者町通千本西入五番町173番地３

再生債務者　永野こと　檜垣　好孝

１　主文　本件再生計画を取り消す。

２　理由の要旨　平成18年４月６日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。

平成24年10月11日

京都地方裁判所第５民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第５号

青森県上北郡六ヶ所村大字泊字村ノ内83番地

再生債務者　目代むめ子

１　決定年月日時　平成24年10月15日午前10時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年11月５日まで

４　一般異議申述期間　平成24年11月12日から平成24年11月26日まで

青森地方裁判所民事部再生係

平成２４年（再ロ）第６号

青森県上北郡六ヶ所村大字泊字村ノ内83番地

再生債務者　目代　雅俊

１　決定年月日時　平成24年10月15日午前10時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年11月５日まで

４　一般異議申述期間　平成24年11月12日から平成24年11月26日まで

青森地方裁判所民事部再生係

平成２４年（再ロ）第５６号

大阪市東住吉区西今川４丁目25番14号

再生債務者　林　　誠治

１　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年11月９日まで

４　一般異議申述期間　平成24年11月12日から平成24年11月26日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第５７号

大阪市東住吉区西今川４丁目25番14号

再生債務者　林　　杏子

１　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年11月９日まで

４　一般異議申述期間　平成24年11月12日から平成24年11月26日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第１号

大分県中津市大字牛神73番地11

再生債務者　岩野　宏幸

１　決定年月日時　平成24年10月15日午前10時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年11月12日まで

４　一般異議申述期間　平成24年11月26日から平成24年12月17日まで

大分地方裁判所中津支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第２号

埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩546番地19

再生債務者　石川　　明

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年９月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年10月12日

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２４年（再ロ）第５号

広島市安佐南区沼田町大字大塚1515番地の３

再生債務者　和田　浩幸

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年10月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年10月15日

広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（再ロ）第１号

佐賀県鹿島市大字高津原3860番地４

再生債務者　中原　哲也

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年10月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年10月10日　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（再ロ）第１号

長野県上田市芳田1903番地３

再生債務者　金子　明夫

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年10月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年10月15日　長野地方裁判所上田支部

平成23年度裁判所共済組合の決算に関する公告

平成 24 年 10 月 23 日

東京都千代田区隼町４－２

裁判所共済組合

１　短期経理

貸借対照表の要旨

（平成24年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	7,843	流動負債	881
		固定負債	1,209
		剰余金	5,753
合　計	7,843	合　計	7,843

損益計算書の要旨

（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	15,030	経常収益	16,519
特別損失	1	特別利益	9
当期利益金	1,497		
合　計	16,528	合　計	16,528

２　業務経理

貸借対照表の要旨

（平成24年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	100	流動負債	28
固定資産	35	剰余金	107
合　計	135	合　計	135

損益計算書の要旨

（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	31	経常収益	32
特別損失	1	特別利益	1
当期利益金	1		
合　計	33	合　計	33

３　保健経理

貸借対照表の要旨

（平成24年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	1,216	流動負債	58
固定資産	2	剰余金	1,160
合　計	1,218	合　計	1,218

損益計算書の要旨

（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	338	経常収益	414
特別損失	2	特別利益	1
当期利益金	75		
合　計	415	合　計	415